明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○国税庁告示第八号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月十五日

国税庁長官　川北　力

指定地域
青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）